

令和7年度由布市緊急時入所支援事業に係る
夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター業務委託仕様書

1 件 名

由布市緊急時入所支援事業に係る夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター業務

2 目 的

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域において障がい者等の生活を支えるサービス提供体制の構築を目的とした地域生活支援拠点整備事業の一環であり、介護者の急病等の不測の事態により、居宅での生活が維持できなくなった場合の安心・安全を確保するもの。

3 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで

4 委託限度額

1会計年度1,650,000円（消費税を含む）を上限額とする。

5 対象者

本市に住所を有する65歳未満の在宅の障がい者等のうち次のいずれにも該当する者。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障がい者または児童福祉法第3条第2項に規定する障がい児。
- (2) 不測の事態により、必要な介護が受けられないことを理由に、市長が緊急かつ一時的な入所を要すると認める者。
- (3) (1)及び(2)を満たしているにもかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。
 - ア 伝染性疾患に罹患している者。
 - イ 入院加療の必要があると認められる者。
 - ウ その他市長がこの事業を利用することが適当でないと認める者。

6 不測の事態

「不測の事態」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 介護者の病気又は事故、若しくは通夜、葬儀により障がい者等の介護が

できない場合

- (2) 虐待の通報により市長が状況確認を行い、虐待と認めた場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

7 業務内容

夜間・休日等に障がい者等やその介護者等からの緊急入所の要請に対し、由布市が委託した相談支援事業所が「緊急時入所支援コーディネーター」となり対応する。緊急かつ一時的な入所を要すると判断した場合は、短期入所事業所（以下、「施設」という。）への入所までの間及び入所中に、必要な次の支援を行うものとする。

- (1) 以下の夜間・休日等の時間内における緊急入所の要請に、電話または現地に赴き状況を確認し、受け入れ施設との連絡調整を行い、利用者が施設に入所するまでの支援を行う。
 - ア 平日：月曜日～金曜日（17時～翌日9時）
 - イ 休日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- (2) 緊急入所の要請を受け状況を確認し、緊急受診が必要と判断した場合は、医療機関等への連絡等の必要な対応を行う。
- (3) 施設へ利用者を送迎する必要がある場合は、施設の車輛または利用者の負担により公共交通機関若しくはタクシーを利用する。
- (4) 入所支援を実施した対象者の家族や事業所との連絡・調整を行う。
- (5) 介護給付費、訓練等給付費、または障害児通所給付費（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定を受けていない者が緊急入所を利用した場合は、退所後も安心・安全な在宅生活を継続できるよう、速やかに障害福祉サービス利用のための相談支援を行う、または利用者に最も適した相談支援事業所に引き継ぐ。
- (6) 緊急入所に係る施設と連携し、基本情報及び空床情報を集約するなど、状況把握し、緊急対応ケースと施設とのマッチングを適切に行う。
- (7) 夜間・休日等の時間内は常に電話を携帯し、緊急の要請に対応する。

(8) 夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーターの業務内容について、市民への周知方法について検討し、市に提案する。

8 職員配置等

(1) 受託した法人の相談支援事業所は、委託業務を実施するため、相応の専門性を有し、障害者に対応できる相応の実務経験を有する者を配置すること。

(2) 委託業務に従事する職員は、夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター業務の向上を図るための自己研鑽に努めること。

9 実績報告書の提出

委託業務については、別に定める報告様式により、当該年度の終了する翌月の末日までに実績報告書を提出するものとする。

10 自立支援協議会への報告

実施した業務で得られた成果及び課題等については、由布市地域自立支援協議会へ情報提供するものとする。

11 支払方法

業務委託料は、概算払いとする。

12 その他

(1) 受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報に関して、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

(2) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。